

1 コミュニティの振興

現状と課題

- ◆隣組合や行政区(自治会)などの地域コミュニティは、地縁による団体として地域の行事、まつりやスポーツ、地域づくりや防災、地域福祉の向上など、住民相互の融和や地域課題への対応など、これまで重要な役割を果たしてきました。
- ◆近年の核家族化の進展やプライバシー意識の高まりなどにより、地域への愛着や相互扶助意識が低下し、隣近所とのつきあいを拒む人が増えています。本町においても、各行政区において、役員や世話役を引き受ける人や地域行事に参加する人が少なく、行政区や組合に加入しないなどの問題が出てきています。
- ◆平成27(2015)年4月現在、本町には23の行政区がありますが、規模の面では、一番大きな行政区で約1,500世帯3,700人超、一番小さな行政区で約30世帯100人不足と大きな差があります。また、古くから農漁業などを中心とする行政区、新興住宅を母体とする行政区、古くからの集落と新興住宅が混在する行政区など、その成り立ちもさまざまです。
- ◆私たちの生活は、個人や家庭があくまで基本ではありますが、高齢社会や核家族化の進展、災害時への対応などを考えると、互いに助け合い、支え合う、そんな地域コミュニティの復活が大きな課題といえます。この問題は、行政だけでも、地域だけでも解決できる問題ではなく、両者が一体となって考えていく必要があります。

◆本町では、これまで公民館機能の充実を支援するため、老朽化した施設の改修やバリアフリー化する際の建築補助金の交付を行ってきました。また、生涯学習の一環として出前講座の開催や行事の際の用具の貸出などの支援も行っています。今後も公民館などが、地域コミュニティの場として機能するよう、ハード・ソフト両面から支援していく必要があります。

施策の内容

①コミュニティ組織の仕組みづくり

- (1) これまでのまちづくりの単位であった行政区の課題や利点を検証し、町民と協働(※注1)しながらこれからの地域コミュニティ組織の単位やあり方について検討します。
- (2) 中心市街地については、急激にマンションや住宅の建設が進むため、地元行政区などと協議し、エリアマネジメント等の新たなコミュニティのあり方について検討します。

②コミュニティ施設の充実

- (1) 身近な地域の公民館などさまざまな地域活動の拠点が、地域コミュニティの場として機能するよう、施設の整備に対して支援します。

③コミュニティ活動の活性化

- (1) 町民の自発的な地域活動を促すため、自治意識の高揚に努めます。
- (2) コミュニティ活動を総合的に支援するため、コミュニティに関する窓口や組織の連携に努めます。
- (3) 役場窓口での転入手続き時や広報活動により、転入者や行政区未加入者の行政区への加入促進に努めます。

(※注1) 協働とは、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念のひとつで、地域や社会をめぐる課題を解決していくため、行政、地域自治組織、町民活動団体、企業などがそれぞれが活性化し、お互いの不足を補い、ともに連携・協力していくこと。

2 協働・公益活動の推進

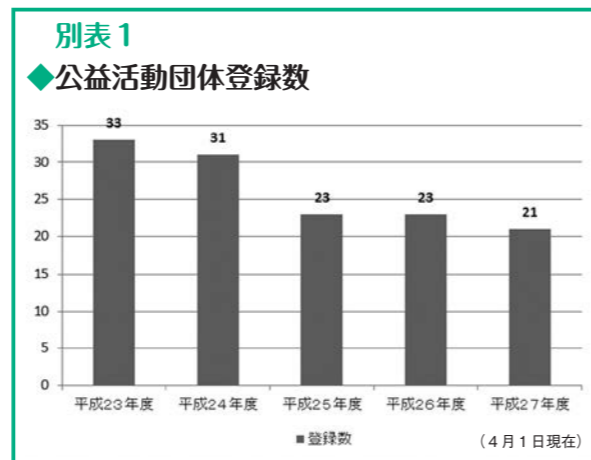
現状と課題

◆地方分権が進展する中、地方の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力ある地域社会の確立が求められています。そのためには、町民、事業者、学校、行政などが、お互いの役割を認識し、共に汗を流し、相互に連携・協力しながらまちづくりや地域づくりに取り組むことが重要です。また、新たなまちづくりの担い手としてのボランティア団体などの活動や地域におけるコミュニティ活性化への取り組みも一層重要となってきます。

◆社会の成熟に伴い、多くの町民が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視するようになってきました。こうした中、生きがいや自己実現を求め、さまざまな分野でボランティア活動などに取り組む町民が増えていますが、公益活動団体登録数は平成23(2011)年度をピークに減少に転じています。(※別表1 公益活動団体登録数)。多くの団体が活動を開始するものの、単発的な活動となる傾向にあります。今後は、継続的な活動へとつながるような団体育成への取り組みが重要となってきています。

◆「ボランティアの拠点や情報が不足しており始めるきっかけが弱い」「協働や参画の仕組みが確立されていない」といった、町民の声もあることから、町民がどのように地域社会に貢献し、さまざまな活動に参画できるのかを町民と行政が共に考え、町民の能力や知識、経験をまちづくりに活かしていくことが求められています。

◆また、ボランティア以外にも、行政の各種委員会や審議会への公募をはじめ、町民参加型のワークショップなど町民と行政が、それぞれの特性を活かしながら、まちづくりや課題解決に向けて話し合いのできる環境をつくっていくことが重要です。



施策の内容

①協働のまちづくりの推進

- (1) NPO(※注1)・ボランティア団体・公益活動団体・企業・大学といった幅広い団体とパートナーシップによる協働のまちづくりを推進します。
- (2) 町民と行政職員が、「協働のまちづくり指針」について理解し、共通の認識のもと、まちづくりを推進するため、あらゆる機会を通じて情報を発信し、意識の高揚に努めます。
- (3) 地域の活性化や地域のさまざまな課題解決のために、町職員と地域との関係強化を推進します。

②公益活動への支援

- (1) NPO・ボランティア団体などの自発的な活動を促進するため、情報の共有や連携などの活動を支援します。
- (2) NPO・ボランティア団体等の活動内容や状況などを町民に広くアピールし、理解を深めるとともに参加を促すなど、活動のより一層の充実に努めます。

(※注1) NPOとは、NonProfit Organizationの略。ボランティア活動など、社会的な公益活動を行う、営利を目的としない組織・団体。

(※注2) ワークショップとは、作業場や工房を意味する語であるが、住民参加型のまちづくりにおいて、参加者が対等な関係で対話と共同作業を通じて一定の総意を得ていく会議手法のひとつ。

③町民参画の推進

- (1) 町の政策や施策に関して広く町民の意見を反映させるため、ワークショップ(※注2)方式による参加型の会議を開催するなど、町民の参加機会の充実に努めます。
- (2) 町民がまちづくりに参画できる機会を充実させるために、各種の審議会や委員会などへの公募委員の登用などについて検討します。
- (3) 町内外の行政に関わりのある各種団体・個人などが一堂に会し、町の更なる発展に向け親睦を深め、町の現状や課題などを共有するため、連携を推進します。
- (4) 本町の行政や公益の増進、さらには文化の振興などに寄与した人々の業績を顕彰し、規範として町の発展向上に努めます。